

都区制度の動向について

都区制度の動向については、都区間に限定される平成12年の都区制度改革を基点とするものと、国による地方制度調査会や地方分権改革に基づくものに大別される。

1 都区間の動向

(1) 都区制度改革の変遷と現状

昭和40年 特別区の権限拡大（福祉事務所等の事務移譲、課税権の法定化等）

昭和50年 特別区に「市」並み自治権付与

（保健所の事務移譲、区長公選制、都からの配属職員制度の廃止等）

平成12年 特別区が基礎的な地方公共団体へ

（一般廃棄物収集等の事務移譲、都区財政調整制度の法定化等）

※平成12年以降、特別区は、上・下水道など都が一体的に処理することが必要な事務を除き、一般的に市町村が処理する事務を処理している。

(2) 都区制度の課題

平成12年の都区制度改革時に、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本課題（いわゆる主要5課題*）が積み残しとなっていた。

平成18年度末に主要5課題のうち、清掃関連経費や小中学校改築経費の財政調整制度への算定など具体的課題については都区間で合意をみたが、事務配分をはじめ、特別区の区域のあり方、税財政制度などの課題については、再度根本的かつ発展的に検討し、現行制度の下での都区関係の改革を目指すことになった。

*主要5課題

- 1 都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方
- 2 財源配分に反映されなかった清掃関連経費の扱い
- 3 小中学校改築需要急増への対応
- 4 都区双方の事業実施状況に見合った都市計画交付金の配分
- 5 必要が生じた場合の配分割合の変更

(3) 都区間での検討

① 都区のあり方検討委員会

都区制度の課題解決に向け、「都区のあり方検討委員会」を設置し、平成19年1月から検討を開始した。

○検討の状況

事務配分	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに、都の事務の「仕分け」（都区いずれが担うべきかの検討の方向付けの整理）が終了 ・今後の対応は未定。当面、都区のあり方検討とは別に児童相談所等のあり方を検討することに ※③
区域のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・都と特別区の主張が対立 【都】事務配分の検討とセットで検討すべきであり、再編を含む区域のあり方について議論が必要 【特別区】区域の再編の問題はそれぞれの区が主体的に判断すべきものであり、事務配分の議論の前提となるものではない ・現在は、特別区の区域の議論の前に将来の都制度や東京の自治のあり方の議論が必要であるとして、都と区市町村による調査研究を行っている ※②
税財政制度	<ul style="list-style-type: none"> ・区側から論点を示したが、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理

② 東京の自治のあり方研究会

東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村長会の4団体共同で設置し、平成21年11月から研究を開始した。

○検討の状況

平成25年3月中間報告

- ・「都と市区町村の役割分担のあり方」「住民自治のあり方」「効率的・効果的な行財政運営のあり方」の3つの観点から、東京を取り巻く現状や将来の姿を前提とした、「東京の自治のあり方」について、これまでの議論を整理した。
- ・今後は、これまでの議論を土台に、さらに検討が必要な事項等について議論を深め、また、東京の自治をめぐる国の最新の動向等についての情報収集、調査研究を進めることで、将来の東京の自治のあり方の展望を明らかにしていく予定である。

③ 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会

平成24年2月に都区の実務者で構成する検討会を設置し、検討を開始した。

○検討の状況

「現行の役割分担の下での課題と対応策について」及び「児童相談行政の体制のあり方について」の2点を主な検討項目として、検討を行っている。

2 国の動向

(1) 地方分権改革に伴う特別区への権限移譲

平成23年、地方分権改革第2次一括法が成立し、「社会福祉法人の定款の認可等に関する事務」や「理容所、興行場などの衛生措置基準の設定等に関する事務」などが特別区へ移譲された。

また、平成25年6月に第3次一括法が成立し、「高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）の販売許可等の事務」が移譲されることになった。

なお、今回の権限移譲は、地方からの提案を受け実施されたものを含んでいるが、特別区から提案していた以下の事項は含まれていなかった。

提案内容	平成25年3月の閣議で言及
用途地域等の決定権限 【都市計画法】	なし
児童相談所の設置権限 【児童福祉法】	特別区への移譲については、第30次地方制度調査会の審議状況、東京都と特別区の協議の結果を踏まえつつ、検討を行う
教員の人事権 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】	教育行政のあり方の検討状況や事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市に権限を委譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する

(2) 地方制度調査会での審議

平成25年6月17日、第30次地方制度調査会が「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」をとりまとめた。

※答申から抜粋

【都から特別区への権限移譲】

今後、都から特別区への更なる事務移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の高い財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、一般的に人口規模のみを捉えて基準にする必要はないものと考えられる。

都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保するとの観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである。

また、特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他についてはそれぞれの事務に必要な規模・能力を踏まえて委譲を進めることとし、その際には、都とそれぞれの特別区の協議により、条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきである。

【特別区の区域の見直し】

今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直しについても検討することが必要である。

【都区協議会】

都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合に備え、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることの必要性について引き続き検討する必要がある。